

○生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(1) 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表(第1条関係)

現行			改正案		
(内部組織)			(内部組織)		
第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。			第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。		
部名	課名	係名	部名	課名	係名
教育こども部	教育総務課	略	教育部	教育総務課	略
	学校給食センター	略		学校給食センター	略
	教育指導課	略		教育指導課	略
	教育政策室	略		教育政策室	略
	幼保こども園課	幼稚園係 保育園係		幼保こども園課	保育幼稚園係
	こども総務課	略		こども園準備室	施設整備係
	子育て支援総合センター	こども政策係		児童総務課	略
	こどもサポートセンター				
生涯学習部	略	生涯学習部	略		
(課長)			(課長)		
第8条 課に課長(子育て支援総合センターにあっては所長、図書館にあっては館長。以下同じ。)を置く。			第8条 課に課長(図書館にあっては、館長。以下同じ。)を置く。		
2 略			2 略		
(施設長及び課長補佐)			(施設長及び課長補佐)		
第10条 学校給食センター、こどもサポートセンター、図書館南分館、図書館北分館及び生駒駅前図書室に施設長として所長(図書館南分館及び図書館北分館にあっては分館長、生駒駅前図書室にあっては室長。以下同じ。)を置く。			第10条 学校給食センター、図書館南分館、図書館北分館及び生駒駅前図書室に施設長として所長(図書館南分館及び図書館北分館にあっては分館長、生駒駅前図書室にあっては室長。以下同じ。)を置く。		
2 略			2 略		

3 課に課長補佐(子育て支援総合センターにあっては副所長、図書館にあっては副館長。以下同じ。)を置くことができる。

4 略

別表(第3条関係)

1 教育こども部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	略
	学務係	略
学校給食センター	給食係	(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。 (2) 学校給食センター運営協議会に関すること。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。 (4) 給食材料の購入計画に関すること。 (5) 給食材料の検査及び保管に関すること。 (6) 調理の指導に関すること。 (7) 学校給食センターの管理運営に関すること。 (8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、学校給食費の徴収及び収納に関すること。 (9) その他学校給食に関すること。
教育指導課	指導係	略
教育政策室	教育政策係	(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (2) 学校教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。

3 課に課長補佐(図書館にあっては、副館長。以下同じ。)を置くことができる。

4 略

別表(第3条関係)

1 教育部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	略
	学務係	略
学校給食センター	給食係	(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。 (2) 学校給食センター運営協議会に関すること。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。 (4) 給食材料の購入計画に関すること。 (5) 給食材料の検査及び保管に関すること。 (6) 調理の指導に関すること。 (7) 学校給食センターの管理運営に関すること。 (8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第10号)第2条に掲げる事務のうち、学校給食費の徴収及び収納に関すること。 (9) その他学校給食に関すること。
教育指導課	指導係	略
教育政策室	教育政策係	(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (2) 学校教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。

		(3) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則(平成28年3月生駒市規則 第10号)第2条に掲げる事務のうち、 次に掲げるもの ア 教育、学術及び文化の振興に関 する総合的な施策の大綱に関す ること。 イ 総合教育会議に関すること。			(3) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則第2条に掲げる事務のう ち、次に掲げるもの ア 教育、学術及び文化の振興に関 する総合的な施策の大綱に関す ること。 イ 総合教育会議に関すること。
幼保こども園課	幼稚園係	(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究 に関すること。 (2) 園児の入退園事務に関すること。 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職 員の教育活動に係る指導助言に関 すること。 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理 等の指導助言に関すること。 (5) 幼稚園の用に供する教育財産の 維持管理に関すること。 (6) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理 に関すること。 (7) 教職員の人事に関すること。 (8) 教職員及び園児の健康管理並び に福利厚生に関すること。 (9) 前各号に定めるもののほか、幼稚 園に係る管理運営に関すること。 (10) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則第2条に掲げる事務のう ち、私立幼稚園に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。	幼保こども園課	保育幼稚園 係	(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究 に関すること。 (2) 園児の入退園事務に関すること。 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職 員の教育活動に係る指導助言に関 すること。 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理 等の指導助言に関すること。 (5) 教職員の人事に関すること。 (6) 教職員及び園児の健康管理並び に福利厚生に関すること。 (7) 前各号に定めるもののほか、幼稚 園に係る管理運営に関すること。 (8) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則第2条に掲げる事務のう ち、次に掲げるもの ア 特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業に関する企画、調査 及び連絡調整に関すること。 イ 特定教育・保育施設及び特定地 域型保育等の利用に係る支給認 定に関すること。 ウ 施設型給付費及び地域型保育 給付費に関すること。 エ 特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業者の確認に関する こと。
	保育園係	(1) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則第2条に掲げる事務のう ち、次に掲げるもの ア 特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業に関する企画、調査 及び連絡調整に関すること。			

		<p>イ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関する<u>こと。</u></p> <p>エ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関する<u>こと。</u></p> <p>オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する<u>こと。</u></p> <p>カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関する<u>こと。</u></p> <p>キ 市立の保育所及びこども園の運営に関する<u>こと。</u></p> <p>ク 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関する<u>こと。</u></p> <p>ケ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関する<u>こと。</u></p> <p>コ 保育所運営委員会に関する<u>こと。</u></p>			<p>オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関する<u>こと。</u></p> <p>カ 市立の保育所及びこども園の運営に関する<u>こと。</u></p> <p>キ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関する<u>こと。</u></p> <p>ク 私立幼稚園に関する<u>こと。</u></p> <p>ケ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関する<u>こと。</u></p> <p>コ 保育所運営委員会に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 課の庶務に関する<u>こと。</u></p>
			こども園準備室	施設整備係	<p>(1) 市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画及び調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関する<u>こと。</u></p>
こども総務課	庶務給付係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する<u>こと。</u></p> <p>イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134</p>	児童総務課	庶務給付係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する<u>こと。</u></p> <p>イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134</p>

		号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。 エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による <u>援護、育成及び更生の措置</u> に関すること。 オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による <u>援護、育成及び更生の措置</u> に関すること。 (2) 課の庶務に関すること。
	学童係	略
<u>子育て支援総合センター</u>	<u>こども政策係</u>	(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア <u>子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u> イ <u>子ども・子育て会議に関すること。</u> ウ <u>少子化対策に関すること。</u> エ <u>子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</u> オ <u>地域子育て支援拠点事業に関すること。</u> カ <u>ファミリー・サポート業務に関すること。</u> キ <u>子ども家庭総合支援拠点に関すること(こどもサポートセンターの所管に係るものを除く。)</u> ク <u>その他子育て支援に関すること。</u> ケ <u>子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。</u>
<u>こどもサポートセンター</u>		(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

		号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。 エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による <u>助産施設における助産の実施</u> に関すること。 オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による <u>母子及び父子の自立支援</u> に関すること。 (2) 課の庶務に関すること。
	学童係	略

	<p><u>ア 家庭児童相談室に関すること。</u> <u>イ 養育支援訪問事業に関するこ</u> <u>と。</u> <u>ウ 要保護児童対策地域協議会に</u> <u>関すること。</u> <u>エ その他児童虐待に関すること。</u> <u>オ 子育て短期支援事業に関する</u> <u>こと。</u> <u>カ 子ども家庭総合支援拠点に関</u> <u>すること(子育て支援総合センタ</u> <u>ーの所管に係るものを除く。)</u> <u>キ こどもサポートセンターの管</u> <u>理及び運営に関すること。</u></p>	
2 生涯学習部		2 生涯学習部
略		略

(2) 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(合議) 第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、<u>教育こども部長、教育こども部次長及び教育総務課長</u>に合議をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、<u>総務部長、総務部次長及び財政課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>(教育総務課長の専決事項) 第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校施設(次条第1号及び<u>第10条第1号</u>に係るものを除く。)の使用許可に関すること。</p>	<p>(合議) 第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、<u>教育部長、教育部次長及び教育総務課長</u>に合議をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、<u>財務部長、財務部次長及び財政課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>(教育総務課長の専決事項) 第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校施設(次条第1号及び<u>第11条第1号</u>に係るものを除く。)の使用許可に関すること。</p>

(図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長の専決事項)
 第12条の2 図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長が専決できる事項については、第11条第2号の規定を準用する。

(図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長の専決事項)
 第12条の2 図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長が専決できる事項については、第10条第2号の規定を準用する。

(3) 生駒市教育委員会公印規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号)新旧対照表(第3条関係)

現行						改正案					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
公印の名称	ひな型番号	書体	寸法	使用区分	保管責任者	公印の名称	ひな型番号	書体	寸法	使用区分	保管責任者
教育委員会印	1	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長	教育委員会印	1	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長
教育委員会印	2	てん書	縦横 36m m	褒賞専用	教育総務課長	教育委員会印	2	てん書	縦横 36m m	褒賞専用	教育総務課長
教育委員会印	3	てん書	縦横 24m m	電子公印専用	教育総務課長	教育委員会印	3	てん書	縦横 24m m	電子公印専用	教育総務課長
削除	4	削除				削除	4	削除			
教育委員会教育長印	5	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長	教育委員会教育長印	5	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長
教育委員会教育長印	6	てん書	縦横 27m m	褒賞専用	教育総務課長	教育委員会教育長印	6	てん書	縦横 27m m	褒賞専用	教育総務課長
削除	7	削除				削除	7	削除			
削除	8	削除				削除	8	削除			
教育委員会事務局教育子ども部長印	9	てん書	縦横 21m m	一般公印	教育総務課長	教育委員会事務局教育部長印	9	てん書	縦横 21m m	一般公印	教育総務課長
教育委員会事務局生涯学習部長	10	てん書	縦横 21m m	一般公印	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習部長	10	てん書	縦横 21m m	一般公印	生涯学習課長

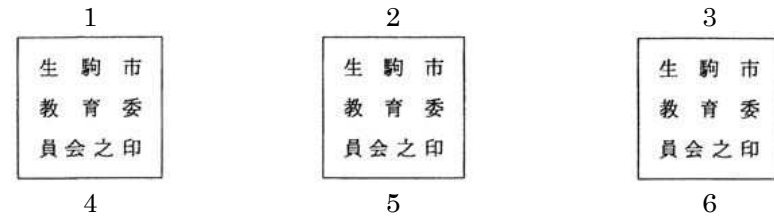
印					
削除	11	削除			
図書館長印	12	てん書	縦横 21m m	一般公印	図書館長
削除	13	削除			
幼稚園印	14	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
幼稚園印	15	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	幼稚園長
幼稚園長印	16	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
学校印	17	てん書	縦横 24m m	一般公印	学校長
学校印	18	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	学校長
学校長印	19	てん書	縦横 21m m	一般公印	学校長

別表第2(第2条関係)



印					
削除	11	削除			
図書館長印	12	てん書	縦横 21m m	一般公印	図書館長
削除	13	削除			
幼稚園印	14	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
幼稚園印	15	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	幼稚園長
幼稚園長印	16	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
学校印	17	てん書	縦横 24m m	一般公印	学校長
学校印	18	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	学校長
学校長印	19	てん書	縦横 21m m	一般公印	学校長

別表第2(第2条関係)



削除

生駒市教育委員会
教育長之印

生駒市教育委員会
教育長之印

削除

生駒市教育委員会
教育長之印

生駒市教育委員会
教育長之印

7
削除

8
削除

9

生駒市教育委員会事務局
教育こども部長之印

7
削除

8
削除

9

生駒市教育委員会事務局
教育部長之印

10

生駒市教育委員会事務局
生涯学習部長之印

11
削除

12

生駒市図書館
長之印

10

生駒市教育委員会事務局
生涯学習部長之印

11
削除

12

生駒市図書館
長之印

13
削除

14

幼稚園之印
生駒市立

15

幼稚園之印
生駒市立

13
削除

14

幼稚園之印
生駒市立

15

幼稚園之印
生駒市立

16

幼稚園長之印
生駒市立

17

学校之印
生駒市立

18

学校之印
生駒市立

16

幼稚園長之印
生駒市立

17

学校之印
生駒市立

18

学校之印
生駒市立

19

学校長之印
生駒市立

19

学校長之印
生駒市立